



二世紀のまちづくりの指標を市民の手で、と、さる三月三十日市公民館で「留萌市新総合計画市民協議会」が設立され、会長に古川数登氏、副会長に小沢博、後藤秀雄の両氏、また、各部会の部長や委員の所属、市の基本的な考え方の説明、今後の運営などを協議しました。

協議会委員は、市内の各界から推せんされた方、住民組織等の代表など五十名の方により構成されています。

市新総合計画市民協議会を設立

協議会会長に古川数登氏を選任

留萌の指標づくりを市民の手で

留萌市では、すでに昭和四十六年に、昭和五十五年を目標年次とした「留萌市新総合計画」を策定し、それによって今日まで市政を進めてきました。昭和四十八年のオイルショック以降の社会経済情勢の変化、その他の行政上の変革によって、市政は新たな局面をむかえました。

そこで、こうした社会、経済情勢の変化に即応して、あらためて「留萌市新総合計画」を策定することになったわけです。

二世紀の留萌づくりの指標に

昨年十月、二世紀への第一歩を踏み出した留萌市は、新しい年を迎えて、この計画策定は将来の留萌市の方向づけをする重要なもの

であり、その策定にあたっては、広く市民の声を反映させるとともに、市民と市とが共に手をつなぎ意向を一本の柱とする、いわゆる「市民ごぞつた手づくり計画」とするために、市内各界、地域住民組織代表等五十名の委員で構成された「留萌市新総合計画市民協議会」が設立され、本格的なスタートを切ったわけです。

なお、この計画の目標年次は、基本的構想は昭和七十二、基本計画は六十二年、実施計画は五十七年を目途とした策定をするものです。

また、土地利用構想についても昭和七十二年を目標に策定されま

- すが、この計画書すべての完成は明年春めざして作業が進められています。
- 留萌市新総合計画市民協議会
会長には古川数登氏、副会長には小沢博氏、後藤秀雄氏が選任されました。
- 各部会と委員 (○印は部長、○印は副部長です)
- 印は副部長です
 - 基盤整備部会 (この部会は、土地・水などの総合利用、交通通信や消防・港湾など、主として市民日常生活についての協議をする部会)
 - 真田清 ○安部博 松本英夫 原田純一 赤沼俊郎 直田政二 八幡修司 仲田尊美 橋本雄一 渋谷和夫 松本茂 古川数登
 - 産業振興部会 (農林水産・商工振興、観光開発など、留萌の弱
 - いといわれる経済基盤についての協議をする部会) ○大野市三郎 ○中原信弘 中島啓造 外田富雄 前田邦彦 坂田正一 平井誠治 本間忍 岩崎一郎 清水武久 能登泰輔 荒川哲夫 梅田武
 - 社会開発部会 (住民・生活環境・保健衛生など、市民の健康な
 - まちづくりの協議をする部会) ○佐藤悦郎 ○大室重一 福田信也 日下部恵子 富山惟夫 堀口久雄 老松勝宏 森谷幸子 長谷川伸一 中村重雄 春木久雄 佐藤優 佐藤直太郎
 - 教育文化部会 (学校教育振興
 - 社会・教育体育、芸術文化など、留萌の文化・社会活動の振興を協議する部会) ○北島健二 ○神カシゲ 沢出隆 道添かね 小沢博 田村幸雄 三井雄司 後藤秀雄 伊藤利昌 平野由太郎 宮塚健 牧野武長
 - 総務部会 (計画の基本的な事
 - 項や計画推進のための財政計画などを協議する部会) ○後藤秀雄 ○小沢博 他に会長、各部長、副部長が所属します。

民日常生活についての協議をする部会) ○真田清 ○安部博 松本英夫 原田純一 赤沼俊郎 直田政二 八幡修司 仲田尊美 橋本雄一 渋谷和夫 松本茂 古川数登

■産業振興部会 (農林水産・商工振興、観光開発など、留萌の弱いといわれる経済基盤についての協議をする部会) ○大野市三郎 ○中原信弘 中島啓造 外田富雄 前田邦彦 坂田正一 平井誠治 本間忍 岩崎一郎 清水武久 能登泰輔 荒川哲夫 梅田武

■社会開発部会 (住民・生活環境・保健衛生など、市民の健康なまちづくりの協議をする部会) ○佐藤悦郎 ○大室重一 福田信也 日下部恵子 富山惟夫 堀口久雄 老松勝宏 森谷幸子 長谷川伸一 中村重雄 春木久雄 佐藤優 佐藤直太郎

■教育文化部会 (学校教育振興社会・教育体育、芸術文化など、留萌の文化・社会活動の振興を協議する部会) ○北島健二 ○神カシゲ 沢出隆 道添かね 小沢博 田村幸雄 三井雄司 後藤秀雄 伊藤利昌 平野由太郎 宮塚健 牧野武長

■総務部会 (計画の基本的な事項や計画推進のための財政計画などを協議する部会) ○後藤秀雄 ○小沢博 他に会長、各部長、副部長が所属します。

この地域では、昼間は65デシベル以下(大ぜいの人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの振動で、地震にたとえたとと震度二の軽震)、夜間は60デシベル以下で第一種の昼間規制と同じです。

この地域としては、三泊町、塩見町、元町の港側の一部、船場町堀川町二、港町の一部、本町、錦町、旭町の一部、開運町、栄町、末広町、花園町の一部、元川町の一部、南町の一部、沖見町の一部(臨港地区は除いていません)(デシベルとはdbで表わし、振動レベルで、振度の強さを示す単位のことです)。

振動規制法の概要

この振動規制法の制定は、典型七公害のうち振動公害は野放しになっていたが、環境庁は昭和五十一年六月に、この法を制定した。

同法は、①工場、事業場、建設工事等による振動の地域を改善等の指定、適合しない場合は改善等の命令をする②道路交通振動は、知事が道路管理者や公安委員会へ要請(六〇〜七〇デシベル)することになっています。



14日から

振動規制法の適用地域に

より快適なまちとなるために

さる五十一年六月国により制定された「振動規制法」が、四月一日から、留萌市にも適用されました。この法は、快適な地域保全をはかることを目的に制定されているもので、四十七年の「騒音規制法」に続いての規制法適用で、全道十一市が今回からの指定を受けたものですがこの法の概略をご説明いたします。

では、振動とはどんなことをいうのでしょうか。

物が鉛直や水平にゆれる動作であり、物理的な変化で、人体に及ぼす影響は感覚的なものですが建物などに被害を与えることが少なくありません。

つまり、人体に感じない振動(震度ゼロの無感 55デシベル以下)から家屋の倒壊(震度七の激震 110デシベル以上)にまで及ぶいろいろな振動があります。

この規制法では、大別して工場振動、建設振動、交通振動の三種が適用されます。

工場振動としては、コンプレッサーや他の工場機械から発生する振動。建設振動としては、工事施工に伴う振動が主で、基礎杭打作業、矢板の打抜作業、地盤改良工事や鋼球による解体作業があります。

交通振動としては、自動車などの交通機関による振動で、とくに最近、大型の貨物自動車や夜間でも高速で走り廻るために起る被害等があります。

これらの規制は、私たちの日常生活に支障が起る前に、規制地域を指定し、規制基準に適合しない場合は計画の変更、改善を勧告命令することができることになり、よりよい環境の保全を図ることを目的に制定されています。

市街地の全域を規制地域に

この法の基準に従って、市では市内を二種の区域に分けて、地域別の規制(上図を参照してください)をしています。

第一種区域とは、主として住居専用地域であり、昼間は60デシベル以下(静止している人や、特に注意深い人だけに感ずる程度の振動で、地震にたとえたとと震度一(の微震)また、夜間は55デシベル以下で、人体に感じないで、地震計に記録される程度の振動で、震度はゼロ。

この対象地域として大町、瀬越町、港町、寿町、沖見町、宮園町見晴町、旭町、泉町、住之江町、野本町、千鳥町、緑ヶ丘町、南町高砂町、五十嵐町、堀川町一、東雲町、元町の一部、春日町、花園町(次ページ下段へ続く)

町、末広町の一部があります。

また、第二種区域とは、商業地域や準工業地域、工場地域の他、主として国道沿いの地域が主となります。

この地域では、昼間は65デシベル以下(大ぜいの人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの振動で、地震にたとえたとと震度二の軽震)、夜間は60デシベル以下で第一種の昼間規制と同じです。